【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月6日

【四半期会計期間】 第16期第3四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

【英訳名】 Rakuten, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩 史

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川4丁目12番3号

【電話番号】 (03) 6387-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 最高財務責任者 髙 山 健

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川4丁目12番3号

【電話番号】 (03) 6387-0555

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 最高財務責任者 髙 山 健

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期 第 3 四半期 連結累計期間	第16期 第 3 四半期 連結累計期間	第15期
会計期間		自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日
売上高	(百万円)	270,458	309,625	379,900
経常利益	(百万円)	46,911	53,200	68,267
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()	(百万円)	19,201	28,994	2,287
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	23,814	31,941	7,706
純資産額	(百万円)	214,901	260,104	231,025
総資産額	(百万円)	1,884,603	1,945,677	1,915,892
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額()	(円)	14.62	22.06	1.74
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	22.01	-
自己資本比率	(%)	11.1	13.0	11.7

回次		第3四半期 第3	16期 四半期 会計期間
会計期間			24年7月1日 24年9月30日
1 株当たり四半期純利益金額	(円)	17.30	7.19

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3 期中の平均株式数については日割りにより算出しております。
 - 4 第15期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
 - 5 第16期第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第15期第3四半期連結累計期間及び第15期連結会計年度について遡及処理しております。なお、第15期第3四半期連結累計期間及び第15期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。また、当第3四半期連結会計期間に行った株式分割は、第15期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は四半期(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
 - 6 第16期第1四半期連結会計期間より、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 会計方針の変更等(ポイント引当金の認識時点の変更)」に記載のとおり、ポイント引当金の認識時点の変更を行ったため、第15期第3 四半期連結累計期間及び第15期連結会計年度について当該変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(インターネットサービス)

新規連結

新規取得: Kobo Inc. (特定子会社)、Kobo Europe S.A.、KOBO (US) INC.、ケンコーコム(株)、

Wuaki TV.S.L. 、(株)シェアリー

事業開始: Rakuten Travel Singapore Pte. Ltd.

新設:LINKSHARE AUSTRALIA PTY LIMITED、楽天マート(株)

連結除外

事業廃止:RakuBai Limited、Lekutian Co., Limited、北京楽酷天網絡技術有限公司

(インターネット金融)

新規連結

事業開始:楽天セールスソリューション(株)

新設:楽天カードサービス(株)、マーケット・システムズ(株)

連結除外

清算結了:楽天モーゲージ(株)

会社分割による重要性の低下:楽天バンクシステム(株)

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業 等のリスク」についての重要な変更はありません。

また、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成24年9月20日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるアイリオ生命保険(株)の株式を同社の既存株主から追加取得し、同社を子会社とすることを決議しました。また、当社は、同日、アイリオ生命保険(株)の各既存株主との間で株式譲渡契約を締結しました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ (当社及び連結子会社)が 判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間(平成24年1月1日~平成24年9月30日)における世界経済は、欧州債務問題の長期化、新興国地域の成長率の鈍化等を背景に、先行きに対して不確実性が高まっております。日本経済は、復興需要等に牽引され国内需要は底堅く推移しておりますが、海外経済減速の影響が懸念されており、その動向については、依然として注視すべき局面が継続しております。

こうした中、最新の情報通信白書()によると、各国において、インターネットの普及、社会基盤化が進み、インターネットは、引き続き世界経済の成長を牽引する原動力であると考えられております。とりわけ、スマートフォンの急速な普及は、インターネット市場の拡大に寄与しております。このような環境変化を追い風に、国内外のインターネットショッピング市場は、今後も堅調に成長が継続していくと考えられます。

当社グループにおいては、インターネット市場の成長力を、当社グループの一層の企業価値向上の推進力として取り込むべく、B to B to Cマーケットプレイス型の『楽天市場』ビジネスモデルを世界各国において積極的に推進すると共に、更なる成長を促進するため、スマートフォン及びタブレット端末向けのサービスも強化しております。また、競争力の向上を企図し、物流拠点の整備等により、配送品質の向上にも注力しております。インターネット金融事業については、インターネットサービス事業とのシナジーが顕著である『楽天カード』を中心に、事業を積極的に推進しております。

これらの結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間における売上高は、堅調に増加し、309,625百万円(前年同期比14.5%増)、営業利益は53,819百万円(前年同期比11.4%増)、経常利益は53,200百万円(前年同期比13.4%増)となり、いずれも第3四半期連結累計期間としては過去最高の業績となりました。四半期純利益は28,994百万円(前年同期は19,201百万円の損失)となりました。

各セグメントにおける業績は次のとおりです。

(インターネットサービス)

当第3四半期連結累計期間のインターネットサービスセグメントは、主力サービスの『楽天市場』において、品揃えの拡充、モバイルインターネットの利用の促進、翌日配送サービスの拡大等により、ユーザーの日常消費のEC(電子商取引)化が継続的に進んでおります。また、ユーザー及び出店店舗の一層の利便性向上を図った結果、ユニーク購入者数・注文件数は共に堅調に推移し、国内EC流通総額は前年同期比15.2%増となり、引き

続き高い成長を維持しております。トラベルサービスにおいては、予約流通総額が前年同期比13.5%増となりました。ダイナミックパッケージの販売が好調だったほか、法人向け宿泊予約の一括精算サービスの拡充等、収益源の多様化にも注力しております。

海外事業については、マーケットプレイス型事業に注力しているほか、ポイントプログラム等の日本で成功している各種施策を積極的に展開しており、業容の拡大に貢献しております。なお、第1四半期連結会計期間において、世界各国で電子書籍事業を展開するKobo Inc. (カナダ)を連結子会社化しました。同社は、世界各国における電子書籍の普及に取り組んでおり、本年7月には日本での事業を開始しました。

これらの結果、インターネットサービスセグメントにおける売上高は192,196百万円(前年同期比24.9%増)となりましたが、海外事業を中心に先行投資を継続していることから、セグメント利益は44,813百万円(前年同期比0.8%減)となりました。

(インターネット金融)

当第3四半期連結累計期間のインターネット金融セグメントは、クレジットカード関連サービスにおいて、カード会員の増加に伴いショッピング取扱高が増加し、ショッピングリボ残高も順調に積み上がったことで手数料収入等が増加し、利益成長が顕著となりました。銀行サービスにおいては、楽天会員に対する効果的なマーケティング活動が奏功し、ローン残高が堅調に増加したことにより貸出金利息収益が増加しました。証券サービスにおいては、世界的な株式市場低迷の影響により、株式の売買高は減少しましたが、総合口座の新規開設が増加しました。なお、金融サービスの更なる充実を目指し、第3四半期連結会計期間において、アイリオ生命保険(株)を連結子会社化することを発表しております。

これらの結果、インターネット金融セグメントにおける売上高は110,328百万円(前年同期比3.1%増)となりました。セグメント利益は15,546百万円となり、前年同期にカード事業再構築に先立ち利息返還損失引当金繰入額4,264百万円を計上していたことから、前年同期比94.2%増となりました。

(その他)

当第3四半期連結累計期間のその他セグメントは、通信サービスにおいて、中継電話事業から今後成長が見込めるクラウド等の新規事業にビジネスモデルをシフトしていることにより売上高は減少しておりますが、営業利益は堅調に推移しております。プロスポーツ関連においては、広告及びチケット収入が前年同期比で増加し、売上高が増加しました。

これらの結果、その他セグメントにおける売上高は25,817百万円(前年同期比3.0%減)、セグメント利益は1,787百万円(前年同期比29.5%増)となりました。

出典:平成24年 情報通信に関する現状報告(総務省)

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は1,945,677百万円(前連結会計年度末は1,915,892百万円)となり、前連結会計年度末に比べ29,785百万円増加いたしました。これは主に、国債の売却等により銀行業における有価証券が113,150百万円減少、流動化スキームの変更に伴い資産流動化受益債権が74,865百万円減少、譲渡性預金等の有価証券が64,800百万円減少する一方で、銀行業において日銀預け金が増加したこと等に伴い現金及び預金が131,018百万円増加、カードショッピング利用の増加及び流動化スキームの変更に伴い割賦売掛金が127,764百万円増加、Kobo Inc.買収等に伴い無形固定資産が30,684百万円増加したこと等によるものです。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は1,685,572百万円(前連結会計年度末は1,684,866百万円)となり、前連結会計年度末に比べ706百万円増加いたしました。これは主に、長期借入金が67,868百万円減少する一方で、楽天銀行(株)の口座数が増加したこと等に伴い銀行業における預金が34,088百万円増加、コマーシャル・ペーパーが18,500百万円増加、短期借入金が8,329百万円増加、証券業における預り金が6,906百万円増加したことによるものです。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は260,104百万円(前連結会計年度末は231,025百万円)となり、前連結会計年度末に比べ29,078百万円増加いたしました。これは主に、当第3四半期連結累計期間における四半期純利益が28,994百万円、配当金の支払が3,283百万円あったこと等により株主資本が26,175百万円増加し、また、その他有価証券評価差額金が1,718百万円増加、為替換算調整勘定が947百万円増加したことによるものです。

第1四半期連結会計期間より、会計方針の変更を行っており、遡及適用後の数値で当四半期連結累計期間の比較・ 分析を行っております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当社グループの研究開発活動は、開発業務への貢献を目的とし、個々の事業とは別に行っております。なお、研究開発活動の状況については前連結会計年度より重要な変更はありません。

当第3四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は447百万円であります。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、連結会社及び提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

生産実績及び受注実績

当社グループは、インターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、生産及び受注に該当する事項が無いため、生産実績及び受注実績に関する記載はしておりません。

販売実績

当社グループは当第3四半期連結累計期間において、販売実績の著しい増減はありません。

(7) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	3,941,800,000	
計	3,941,800,000	

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月 6 日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,320,332,500	1,320,380,700	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100 株であります。
計	1,320,332,500	1,320,380,700	-	-

⁽注) 提出日現在の発行数には、平成24年11月1日から当四半期報告書提出日までの新株引受権及び新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成24年 6 月21日
新株予約権の数(個)	3,521 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	352,100 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成28年3月30日から平成34年3月28日まで (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 815円 資本組入額 408円 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

(注) 1 新株予約権の目的たる株式 (以下「発行株式」という。) の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「発行株式数」という。)は100株とする。

ただし、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後発行株式数 = 調整前発行株式数 x 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行(発行に代わる自己株式の移転を含む。以下、同じ。)する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。ただし、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1/分割・併合の比率)

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権を行使することができる期間

平成28年3月30日から平成34年3月28日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- 4 新株予約権の行使の条件
 - 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 6 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記4 1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 7 譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

8 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3) 新株予約権の目的たる株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

5) 新株予約権を行使することができる期間

前記3に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記3に 定める行使期間の末日までとする。

6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記5に準じて決定する。

7) 譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

8) 新株予約権の取得事由及び条件

前記6に準じて決定する。

9 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

決議年月日	平成24年 7 月21日
新株予約権の数(個)	1,098 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	109,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成28年3月30日から平成34年3月28日まで(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 770円 資本組入額 385円 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

(注) 1 新株予約権の目的たる株式(以下「発行株式」という。)の種類及び数

平成24年7月1日付で、当社株式につき1株を100株に分割する株式分割の効力が発生し、発行株式の数につき次段落以降に規定する調整式に従って調整が行われたことにより、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「発行株式数」という。)は100株とする。

ただし、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後発行株式数 = 調整前発行株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する.

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

平成24年7月1日付で、当社株式につき1株を100株に分割する株式分割の効力が発生し、行使価額(各新株予約権の行使に際して当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員が払い込む金額をいう。以下、同じ。)につき次段落以降に規定する調整式に従って調整が行われたことにより、新株予約権1個の行使に際して出資される行使価額は1円、その目的たる株式(行使により発行(発行に代わる自己株式の移転を含む。以下、同じ。)する株式をいう。)の数は100株とする。各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使価額1円に当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員が行使する当該新株予約権の個数を乗じた金額とする。

ただし、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1/分割・併合の比率)

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権を行使することができる期間

平成28年3月30日から平成34年3月28日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- 4 新株予約権の行使の条件
 - 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。

- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記4 1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 7 譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

8 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

3) 新株予約権の目的たる株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

5) 新株予約権を行使することができる期間

前記3に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記3に 定める行使期間の末日までとする。

6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記5に準じて決定する。

7) 譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

8) 新株予約権の取得事由及び条件

前記6に準じて決定する。

9 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

決議年月日	平成24年8月3日
新株予約権の数(個)	5 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成28年3月30日から平成34年3月28日まで(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 770円 資本組入額 385円 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

(注)1 新株予約権の目的たる株式(以下「発行株式」という。)の種類及び数

平成24年7月1日付で、当社株式につき1株を100株に分割する株式分割の効力が発生し、発行株式の数につき次段落以降に規定する調整式に従って調整が行われたことにより、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「発行株式数」という。)は100株とする。

ただし、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後発行株式数 = 調整前発行株式数 x 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

平成24年7月1日付で、当社株式につき1株を100株に分割する株式分割の効力が発生し、行使価額(各新株予約権の行使に際して当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員が払い込む金額をいう。以下、同じ。)につき次段落以降に規定する調整式に従って調整が行われたことにより、新株予約権1個の行使に際して出資される行使価額は1円、その目的たる株式(行使により発行(発行に代わる自己株式の移転を含む。以下、同じ。)する株式をいう。)の数は100株とする。各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使価額1円に当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員が行使する当該新株予約権の個数を乗じた金額とする。

ただし、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1/分割・併合の比率)

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権を行使することができる期間

平成28年3月30日から平成34年3月28日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- 4 新株予約権の行使の条件
 - 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。

- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記4 1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 7 譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

8 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3) 新株予約権の目的たる株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

5) 新株予約権を行使することができる期間

前記3に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記3に 定める行使期間の末日までとする。

6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記5に準じて決定する。

7) 譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

8) 新株予約権の取得事由及び条件

前記6に準じて決定する。

9 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日 (注)1	1,306,865,340	1,320,066,000	-	108,113	-	75,649
平成24年7月1日~ 平成24年9月30日 (注)2	266,500	1,320,332,500	78	108,191	78	75,728

- (注) 1 平成24年6月30日の株主名簿に記載された株主に対し、所有株式数を1株につき100株の割合をもって分割いたしました。
 - 2 新株予約権の権利行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成24年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 60,079	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,140,581	13,140,581	-
発行済株式総数	13,200,660	-	-
総株主の議決権	-	13,140,581	-

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	別角体式数	発行済株式総 数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式)					
楽天(株)	東京都品川区東品川4丁目 12番3号	60,079	-	60,079	0.46
計	-	60,079	-	60,079	0.46

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第3四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりです。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	常務執行役員 コンテンツBU、コミュニティBU担 当役員	鈴 木 尚	平成24年 8 月15日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	88,989	220,008
受取手形及び売掛金	49,667	50,804
割賦売掛金	66,219	193,983
信用保証割賦売掛金	2,153	1,879
資産流動化受益債権	88,959	14,094
証券業における預託金	207,503	217,315
証券業における信用取引資産	115,633	117,520
営業貸付金	62,386	67,081
有価証券	76,600	11,800
銀行業における有価証券	537,790	2 424,640
銀行業における貸出金	155,677	183,318
繰延税金資産	34,650	32,660
その他	189,814	146,973
貸倒引当金	14,384	14,115
流動資産合計	1,661,662	1,667,963
固定資産		
有形固定資産	15,804	18,506
無形固定資産		
のれん	115,064	131,483
その他	58,222	72,488
無形固定資産合計	173,287	203,971
投資その他の資産		
投資有価証券	20,684	26,273
繰延税金資産	25,731	17,187
その他	33,630	23,705
貸倒引当金	14,907	11,930
投資その他の資産合計	65,138	55,236
固定資産合計	254,229	277,714
資産合計	1,915,892	1,945,677

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	59,201	57,786
信用保証買掛金	2,295	1,879
コマーシャル・ペーパー	19,800	38,300
短期借入金	130,722	139,051
銀行業における預金	741,501	775,589
1年内償還予定の社債	4,800	2,273
未払法人税等	3,980	4,528
証券業における預り金	139,482	146,389
証券業における信用取引負債	38,229	30,155
証券業における受入保証金	79,817	78,907
証券業における有価証券担保借入金	28,734	45,010
繰延税金負債	57	44
ポイント引当金	20,587	23,596
その他の引当金	3,691	5,611
その他	205,221	192,284
流動負債合計	1,478,125	1,541,408
固定負債		
社債	753	480
長期借入金	190,746	122,878
繰延税金負債	4,761	10,653
引当金	1,433	1,357
その他	7,171	7,160
固定負債合計	204,867	142,535
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	1,838	1,587
商品取引責任準備金	35	41
特別法上の準備金合計	1,873	1,628
負債合計	1,684,866	1,685,572
純資産の部		
株主資本		
資本金	107,959	108,191
資本剰余金	120,030	120,263
利益剰余金	5,459	31,170
自己株式	3,625	3,625
株主資本合計	229,824	255,999
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,433	4,152
繰延ヘッジ損益	53	
為替換算調整勘定	7,854	6,907
その他の包括利益累計額合計	5,367	2,758
新株予約権	1,184	1,366
少数株主持分	5,383	5,497
純資産合計	231,025	260,104
負債純資産合計	1,915,892	1,945,677

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
売上高	270,458	309,625
売上原価	55,583	63,740
売上総利益	214,874	245,884
販売費及び一般管理費	166,573	192,065
営業利益	48,301	53,819
営業外収益	,	,
受取利息	56	112
受取配当金	136	30
持分法による投資利益	480	543
為替差益	200	-
その他	416	445
営業外収益合計	1,290	1,131
営業外費用		
支払利息	1,223	1,168
為替差損	-	110
支払手数料	1,196	276
その他	260	195
営業外費用合計	2,680	1,750
経常利益	46,911	53,200
特別利益		
投資有価証券売却益	-	338
関係会社株式売却益	355	-
金融商品取引責任準備金戻入	125	254
その他	181	107
特別利益合計	663	701
特別損失		
事業整理損	-	886
事業再編損	76,487	-
災害による損失	1,712	-
貸倒損失	2,174	-
その他	1,872	2,106
特別損失合計	82,248	2,992
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	34,673	50,909
法人税、住民税及び事業税	5,297	6,114
法人税等調整額	21,630	15,446
法人税等合計	16,333	21,561
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	18,340	29,347
少数株主利益	861	353
四半期純利益又は四半期純損失()	19,201	28,994

(単位:百万円)

【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日

	至 平成23年9月30日)	至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	18,340	29,347
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,870	1,689
繰延ヘッジ損益	209	57
為替換算調整勘定	2,801	933
持分法適用会社に対する持分相当額	12	28
その他の包括利益合計	5,474	2,593
四半期包括利益 四半期包括利益	23,814	31,941
_ (内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	24,622	31,602
少数株主に係る四半期包括利益	807	338

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間

(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

新たに連結子会社となった会社 12社

(新規取得による)

Kobo Inc.

Kobo Europe S.A.

KOBO (US) INC.

ケンコーコム(株)

Wuaki TV.S.L.

(株)シェアリー

(事業開始による)

楽天セールスソリューション(株)

Rakuten Travel Singapore Pte. Ltd.

(新設による)

楽天カードサービス(株)

LINKSHARE AUSTRALIA PTY LIMITED

楽天マート(株)

マーケット・システムズ(株)

連結の範囲から除外された会社 5社

(清算結了による)

楽天モーゲージ(株)

(事業廃止による)

RakuBai Limited

Lekutian Co., Limited

北京楽酷天網絡技術有限公司

(会社分割により重要性が低下したことによる)

楽天バンクシステム(株)

(2) 変更後の連結子会社の数

82社

なお、Tradoria GmbHは、平成24年1月13日付でRakuten Deutschland GmbHに、ビットワレット(株)は、平成24年6月1日付で楽天Edy(株)にそれぞれ社名を変更しております。

(3) 持分法適用の範囲の重要な変更

(新規取得による)

スタイライフ(株)

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間

(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

(ポイント引当金の認識時点の変更)

従来、当社グループにおける楽天スーパーポイントプログラムの会計処理は、通常ポイントについては顧客がポイント利用可能となったポイント数の期末残高に対してポイント引当金を認識し、期間限定ポイントについては顧客のポイント利用時に費用処理をしておりましたが、第1四半期連結会計期間より通常ポイント、期間限定ポイントともに取引発生時点でのポイント付与見込み額に基づきポイント引当金を認識する方法に変更いたしました。

当社グループでは、近年、ポイントの付与額及び利用額が年々増加し、マーケティングツールとしてのポイントプログラムの重要性が高まっております。このような状況を受け、当社グループでは、キャンペーンの効果を適時に把握するために「ポイント・キャンペーン・マネジメントシステム」の構築及び社内管理体制の整備を進め、第1四半期連結会計期間において、キャンペーンにより付与される通常ポイント及び期間限定ポイントについて取引発生時点におけるポイント付与予定額を適時に算定することを可能とし、主要マーケティングツールである楽天スーパーポイントの残高をよりタイムリーに管理、把握できる体制を整えました。これに伴い楽天スーパーポイントプログラムの会計処理の見直しを行い、ポイント付与の原因となる取引発生時点において、ポイント付与見込み額に基づきポイント引当金を計上する方法に統一することとしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前年同期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前に比べて、前第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ130百万円増加し、税金等調整前四半期純損失は130百万円減少しております。また、前連結会計年度のポイント引当金は5,290百万円増加しております。更に、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高は2,812百万円減少しております。

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

これに伴い、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。また、当第3四半期連結会計期間に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

なお、これによる影響については、「(1株当たり情報)」に記載しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間

(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤 認の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関 する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度		当第3四半期連結会計期間		
(平成23年12月31月	∃)	(平成24年9月30日)		
1 信用保証割賦売掛金及び信用係	呈工工工	1 信用保証割賦売掛金及び信	用保証買掛金	
一部の連結子会社にて返済金の記	計算、請求及び回収事	一部の連結子会社にて返済	金の計算、請求及び回収	
務等を行わない信用保証について、	信用保証割賦売掛金	事務等を行わない信用保証に	ついて、信用保証割賦売	
及び信用保証買掛金から除いて計し	上しております。 当該	掛金及び信用保証買掛金から	除いて計上しておりま	
信用保証残高の状況は次のとおりる	です。	す。当該信用保証残高の状況は	次のとおりです。	
信用保証	22,306百万円	信用保証	19,971百万円	
債務保証損失引当金	69百万円	債務保証損失引当金	206百万円	
差引	22,236百万円	差引	19,764百万円	
2 銀行業における有価証券の内割	沢は次のとおりです。	2 銀行業における有価証券	の内訳は次のとおりで	
買入金銭債権	218,305百万円	す 。		
有価証券	319,485百万円	買入金銭債権	166,271百万円	
		有価証券	258,368百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計 (自 平成23年1月1 至 平成23年9月30	日	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)		
1 販売費及び一般管理費のうちまは次のとおりです。		1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。		
ポイント費用 広告宣伝費及び販売促進費 人件費 賞与引当金繰入額 減価償却費 通信費及び保守費 委託費及び外注費 貸倒引当金繰入額 利息返還損失引当金繰入額	7,674百万円 22,490百万円 37,240百万円 4,600百万円 11,555百万円 11,006百万円 18,493百万円 11,876百万円 4,264百万円	ポイント費用 広告宣伝費及び販売促進費 人件費 賞与引当金繰入額 減価償却費 通信費及び保守費 委託費及び外注費 貸倒引当金繰入額	8,120百万円 38,398百万円 41,694百万円 4,290百万円 14,287百万円 11,253百万円 21,716百万円 7,410百万円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
減価償却費	12,483百万円	15,413百万円
のれんの償却額	5,676百万円	5,863百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月15日 取締役会決議	普通株式	2,624	200	平成22年12月31日	平成23年 3 月31日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年2月13日 取締役会決議	普通株式	3,283	250	平成23年12月31日	平成24年 3 月30日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					
	インターネット サービス	インターネット 金融	その他	計	調整額 (注) 1	計上額 (注) 2
売上高	153,820	107,030	26,604	287,455	16,996	270,458
セグメント利益	45,186	8,004	1,380	54,571	6,270	48,301

- (注) 1 セグメント利益の調整額 6,270百万円には、主に、各報告セグメントに配分していないのれん償却額 5,636百万円、内部取引消去額1,016百万円等が含まれております。
 - 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

報告セグメント					調整額	四半期連結 損益計算書
	インターネット サービス	インターネット 金融	その他	計	(注) 1	計上額 (注) 2
売上高	192,196	110,328	25,817	328,341	18,716	309,625
セグメント利益	44,813	15,546	1,787	62,148	8,328	53,819

- (注) 1 セグメント利益の調整額 8,328百万円には、主に、各報告セグメントに配分していないのれん償却額 5,692百万円、内部取引消去額34百万円等が含まれております。
 - 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 - 3 「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 会計方針の変更等(ポイント引当金の認識時点の変更)」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、ポイント引当金の認識時点の変更を行ったため、前第3四半期連結累計期間について当該変更を反映した遡及処理後のセグメント情報となっております。この結果、前第3四半期連結累計期間のセグメント利益は、遡及適用を行う前と比べて、「インターネットサービス」で216百万円増加し、「インターネット金融」で85百万円減少しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成23年12月31日)

(単位・百万円)

			<u> </u>
科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)割賦売掛金	66,219		
貸倒引当金(*)	1,425		
	64,793	65,223	430
(2)資産流動化受益債権	88,959		
貸倒引当金(*)	1,242		-
	87,717	86,549	1,168

(*) 割賦売掛金及び資産流動化受益債権については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1)割賦売掛金

割賦売掛金は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、将来キャッシュ・フローを市場が要求する期待収益率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、残存期間が1年以内のものは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)資産流動化受益債権

資産流動化受益債権の時価は、流動化スキーム毎に算定しております。残存期間が1年超の劣後受益権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、将来キャッシュ・フローを市場が要求する期待収益率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、残存期間が一年以内の劣後受益権は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、流動化スキームを開始する際の、現金準備金である金銭信託の時価についても帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

当第3四半期連結会計期間末(平成24年9月30日)

前連結会計年度の末日に比べて四半期連結貸借対照表計上額に著しい変動が認められるものは以下のとおりです。

(単位:百万円)

			(干四・ロノリコノ
科目	四半期連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)割賦売掛金	193,983		
貸倒引当金(*)	1,588		
	192,395	193,428	1,033
(2)資産流動化受益債権	14,094		
貸倒引当金(*)	636		-
	13,457	9,923	3,533

(*) 割賦売掛金及び資産流動化受益債権については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1)割賦売掛金

割賦売掛金は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、将来キャッシュ・フローを市場が要求する期待収益率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、残存期間が1年以内のものは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)資産流動化受益債権

資産流動化受益債権の時価は、流動化スキーム毎に算定しております。残存期間が1年超の劣後受益権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、将来キャッシュ・フローを市場が要求する期待収益率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、残存期間が一年以内の劣後受益権は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、流動化スキームを開始する際の、現金準備金である金銭信託の時価についても帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

前連結会計年度末(平成23年12月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分 取得原価(百万円		連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)		
その他	76,650	76,650	0		
合計	76,650	76,650	0		

当第3四半期連結会計期間末(平成24年9月30日)

前連結会計年度の末日に比べて四半期連結貸借対照表計上額に著しい変動が認められるものは以下のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額(百万円)
その他	14,961	14,961	0
合計	14,961	14,961	0

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	- 芸祭っ皿火地本仕用制地田	火祭っ四火地本仕用計地田
項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失 金額()	14円62銭	22円06銭
(算定上の基礎)		
- 四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百 万円)	19,201	28,994
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損 失金額()(百万円)	19,201	28,994
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,312,691	1,313,854
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	- 円 - 銭	22円01銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	0
普通株式増加数(千株)	-	3,224
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式で、前連結会計年度末から重要な変動があった ものの概要		連結
		平成21年2月6日
		以締役会決議 79株

	前第3四半期連結累計期間	当第3四半期連結累計期間	
項目		一 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
坎口	至 平成23年 1月 1日	至 平成24年 9 月30日)	
	至 17220年 97300日)	平成21年6月23日	
		定時株主総会決議	
		64株	
		平成22年 6 月23日	
		定時株主総会決議	
		173株	
		平成22年12月24日	
		取締役会決議	
		79株	
		平成23年6月23日	
		定時株主総会決議	
		196株	
		持分法適用関連会社スタ	
		イライフ㈱の新株予約権	
		旧商法第280条ノ20及び第	
		280条ノ21の規定に基づく	
		新株予約権	
		平成14年12月16日	
		これ	
		106株	
		平成17年3月10日	
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		161株	
		平成17年9月28日	
		臨時株主総会決議	
		218株	

- (注) 1 当社は、平成24年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
 - 2 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(会計方針の変更)

1.1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

これに伴い、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に当たり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。また、当第3四半期連結会計期間に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前第3四半期連結累計期間の1株当たり四半期純損失は、以下のとおりであり、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

1株当たり四半期純損失金額() 1,414円60銭

2.ポイント引当金の認識時点の変更

「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 会計方針の変更等(ポイント引当金の認識時点の変更)」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、ポイント引当金の認識時点の変更を行ったため、前第3四半期連結累計期間について当該変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。

なお、 遡及適用を行う前と比べて、 前第3四半期連結累計期間の1株当たり四半期純損失金額は48銭増加しております。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

(取得による企業結合)

当社は、平成24年9月20日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるアイリオ生命保険(株)の株式を同社の既存株主より譲り受ける基本合意に基づき株式譲渡契約を締結し、平成24年10月31日に株式の取得を行ったことにより、子会社化いたしました。

(1)被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称 及び取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

被取得企業の名称 アイリオ生命保険(株)

被取得企業の事業の内容 生命保険業

企業結合を行った主な理由

当社グループの保険事業は、現在44社133商品(平成24年9月末現在)の生命保険・損害保険商品の取扱いを行う等順調に拡大しており、これまでも、当社と持分法適用関連会社であったアイリオ生命保険(株)は、インターネット対応型の新商品開発に取組む等、両社の保有する様々なノウハウや機能を相互に有効活用すべく、緊密な協力体制を構築しております。

一方、情報提供・取引手法の多様化やテクノロジーの高度化を背景とし、生命保険分野におけるインターネットの活用は更に拡大が予想されます。このような事業環境を鑑み、同社を子会社化することで、保険というサービス軸の強化が見込まれ、当社グループが提供する金融サービスの更なる充実を目指すものであります。

企業結合日 平成24年10月31日

企業結合の法的形式 株式の取得

結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はございません。

取得した議決権比率

企業結合直前に所有する議決権比率 33.9% 企業結合日に追加取得する議決権比率 53.9%

取得後の議決権比率 87.8% 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2)被取得企業の取得原価及びその内容

取得の対価

企業結合日において取得するアイリオ生命保険(株)株式の対価 11,515百万円___ _

なお、企業結合日における追加取得の対価については、金融機関より借入を行っております。また、企業結合日直前 に保有するアイリオ生命保険(株)株式の企業結合日における時価については算定中であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月6日

楽天株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉	Щ	正	治	ED
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	田	健	_	ED
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	木	健	治	ED

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている楽天株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、楽天株式会社及び連結子会社の平成24年9月 30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していない と信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。